

平成29年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成29年10月4日 岡山県人事委員会)

報告及び勧告のポイント

- 1 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定 (0.11%)
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)の引上げ(0.10月分)

I 民間給与との比較

- 1 月例給 (職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均44.1歳]	較 差 $(A) - (B) \left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$	〈参考〉 較 差 (国)
376,102円	375,698円	404円 (0.11%)	631円 (0.15%)

備考 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから260事業所を無作為抽出し、当該事業所の約9,400人の個人別給与を実地調査(調査完了率:91.5%)

- 2 特別給 (昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較)
民間の支給割合 4.40月 (職員 4.30月)

II 民間給与との比較等に基づく給与改定

- 1 月例給(改定率 0.11%、改定額 396円)
 - ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
 - ・民間との差があることを踏まえ、初任給を引上げ
(行政職 大卒 191,000円 → 191,900円、高卒 154,100円 → 155,000円)
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)
 - ・年間の支給割合を0.10月分引上げ(4.30月分 → 4.40月分)
 - ・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分
- 3 その他給与の改定
 - ・初任給調整手当
医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定
- 4 改定の実施時期
 - ・改定の実施時期は平成29年4月1日。ただし、2については平成29年12月1日

Ⅲ 公務員人事管理

1 人材の確保・育成

- ・優秀な人材の確保に向け、引き続き募集活動の充実・強化が必要
- ・職員が能力を最大限発揮できるよう、計画的に人材育成に取り組むことが必要
- ・女性活躍推進の観点から、女性職員の積極的登用が重要

2 臨時・非常勤職員の任用の適正化

- ・臨時・非常勤職員の任用根拠について整理し、会計年度任用職員に関する規定の整備を行うなど、地方公務員法等の改正法の施行に向け、遺漏のないよう準備を行うことが必要

3 人事評価制度

- ・人事評価制度を人材育成につなげるとともに、職種、職場によって異なる事情を踏まえながら、納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう取り組むことが必要

4 仕事と生活の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスに対する職員の一層の理解と、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促すことが必要

5 長時間労働の是正

- ・公務職場においてもきわめて重要な課題となっている長時間労働の是正について、管理監督者は業務配分の適正化に大胆かつ柔軟に取り組むことが必要
- ・上記の取組に加え、業務の削減・合理化等を尽くした上でも恒常的に超過勤務を行わざるを得ない場合、任命権者は業務量に応じた適正な執行体制の確保も含め、抜本的な対策を検討することが必要
- ・学校現場では「働き方改革プラン」の着実な実施に加え、思い切った業務の見直しを行うなど、具体的な取組を強力に進めることが必要

6 心の健康づくり

- ・心の健康の問題では、ストレスチェックを有効活用して未然防止に努めるとともに、職場環境の課題の把握と改善が必要

7 高齢層職員の活用

- ・定年延長の議論を注視しつつも、当面は、雇用と年金の接続について再任用制度により対応することが必要
- ・人事管理と組織体制や職務分担の見直し等を行いながら、再任用の職域拡大、フルタイムでの任用の拡大に向けた取組を進め、再任用職員の能力と経験を生かせる職務への配置に努めることが必要

8 公務員倫理の徹底

- ・職員が公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って全力で職務に精励できるよう、不祥事根絶に向けた取組を強く推進することが必要
- ・あらゆるハラスメント行為の予防・解決に向け、十分な対策が必要

《参考1》平成29年度の平均年間給与（行政職：平均年齢 44.1歳）

勧告前	勧告後	勧告前後の差
6,185千円	6,230千円	45千円

《参考2》最近の給与勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当		平均年間給与	
	較差率	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成20年	0.08%	0.08%	4.50月	—	0.5万円	0.1%
平成21年	0.04%	—	4.15月	△0.35月	△13.0万円	△2.2%
平成22年	0.34%	0.33%	3.95月	△0.20月	△5.4万円	△0.9%
平成23年	0.19%	0.18%	4.00月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成24年	0.01%	—	3.95月	△0.05月	△1.9万円	△0.3%
平成25年	0.04%	—	3.95月	—	—	—
平成26年	0.16%	0.16%	4.10月	0.15月	6.7万円	1.1%
平成27年	0.21%	0.21%	4.20月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成28年	0.12%	0.12%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.8%
平成29年	0.11%	0.11%	4.40月	0.10月	4.5万円	0.7%

※ 平均年間給与の欄は、各年の勧告実施による増減を示したもの